

(案)

令和7年度那覇市認可外保育施設環境整備事業（衛生環境向上事業）  
業務委託契約書

委託者那覇市（以下「甲」という）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という）は、甲の業務の委託に関し、下記の条項のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 那覇市認可外保育施設の衛生環境の向上に資することを目的に甲が指定する施設の害虫防除を行う。

（業務の内容）

第2条 乙は、本契約書及び別紙仕様書並びに委託業務に関わる関連法令規則等の定める内容に従い委託業務を行わなければならない。

2 乙は前項に掲げる委託業務について、事前に現場責任者及び従事者並びにスケジュールを甲に報告し、実施について甲の承認を得るものとする。

3 乙は、甲が指定する認可外保育施設に甲の承認を得た従事者以外の者を従事させてはならない。ただし、従事者に変更がある場合、甲の承認を得て従事させることができる。

（契約期間及び実施）

第3条 契約期間は、契約の日から令和8年3月31日までとする。

2 害虫防除は、1回目（7月～9月）、2回目（11月～1月）の2回とする。

（契約金額及び費用負担）

第4条 この契約の契約金額は〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇,〇〇〇円）とする。

2 委託業務に要する人件費、機器類・消耗品等は、すべて乙の負担とする。

3 第7条第3項による費用は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第5条 那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第30条第1項第9号の規定により免除する。

（下請けの禁止）

第6条 乙は、この委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（監督、完了報告、検査等）

第7条 甲は、乙の業務実施に対し随時監督を行い、必要に応じて指示をしなければならない。

2 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく仕様書に定める報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の報告書を受け取ったときは履行を確認し、不足がある場合は乙に補正を求めることができる。

(案)

4 乙は、前項の補正が完了したときは、甲の検査を受け、第2項の規定に基づく報告書を提出しなければならない。

(支払方法)

第8条 甲は、乙の委託業務が完了し、適法な内訳書及び請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。その場合の請求は、1回目完了後、2回目完了後とする。

(損害賠償責任)

第9条 乙が委託業務の実施に関し甲及び第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

(解約の解除等)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める義務の不履行、又は不法行為があったとき。
- (2) 乙が甲に対し、故意又は重大な過失による不法行為があったとき。
- (3) 乙が不適任者を配置したとき、又は業務の履行が不可と認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員関係者であると判明したとき。
- (5) 乙が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められたとき。

2 乙は、前項の規定により契約の解除を申し出るときは、当該契約を解除しようとする日の30日前までに書面により甲へ通知しなければならない。

3 乙は、第1項により契約の解除を行うときは、違約金として当該契約実績の10%を甲の指定する日までに支払うものとする。

(損害賠償の申立)

第11条 乙は、前条の規定による契約の解除があった場合は、甲に対し損害賠償の申立をすることはできない。

(特約条項)

第12条 本件業務委託契約において個人情報を取扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

(信義則)

第13条 甲及び乙は、誠実にこの契約各条項を履行するものとし、この契約に定めがない事項が生じたとき、及びこの契約各事項の解釈について疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議解決すること。

この契約を証するため本書を2通作成し双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

(案)

令和7年 月 日

(委託者)

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 知念 寛

(受託者)

乙 住所 ○○○○  
会社名 ○○○○  
代表者名 ○○○○

## 個人情報の取扱いを定める特約

### (目的)

第1条 本特約は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条の規定に基づき、業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託者 個人情報を取り扱う業務の処理を委託した者をいう。
- (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
- (3) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など委託者が管理する個人に属する情報をいう。
- (4) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

### (秘密の保持)

第3条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、委託者に無断で第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

### (個人情報処理の再委託の禁止または制限)

第6条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

2 受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は委託者に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写または複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務)

第8条 委託者は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。

- 2 委託者は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
- 3 委託者が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は委託者に協力しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第9条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに委託者へ報告しなければならない。

- 2 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかに原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

(個人情報の提供資料の返還義務)

第10条 受託者は、本委託業務が終了したとき又は委託者の求めがあったときには、委託者の指示に応じ、個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却方法及び破棄処分の方法に関しては委託者と受託者が協議の上決定することとする。

(従事者への周知)

第11条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。